

資料 30

「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣」について（内閣府）

1 目的

配偶者からの暴力の被害者に対する相談業務を行っている配偶者暴力相談支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し、相談業務の充実を支援することを目的とする。

2 事業の内容

アドバイザーは、地域の現状を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター等の相談員等に対し、効果的な助言、指導を行う。アドバイザーによる助言、指導の方法は、1団体に1アドバイザーを派遣する方法（スーパービジョン）や、複数の団体が参加する会合に1アドバイザーを派遣する方法（ケース検討会の助言者）等とする。

3 派遣対象施設等

アドバイザーの派遣対象は、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター／女性センター、民間団体等とする。なお、今後、被害者支援を行うことを予定している相談機関も含む。

4 平成17年度実施結果

全国90団体にアドバイザーを派遣し、延べ1,640人が助言等を受けた。

派遣先

支援センター	31団体
女性センター	14団体
市区町村	21団体
民間団体	24団体

実施形態

スーパービジョン	56団体
ケース検討	34団体

アドバイザーの種別

弁護士	20人
精神科医	10人
心理カウンセラー	17人
ソーシャルワーカー	5人
民間シェルタースタッフ	10人
その他(研究者等)	28人

本事業は、平成17年度から開始した。18年度は、120団体に派遣した。